The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	唐末沙陀「李克用墓誌」訳注・考察
Author(s)	森部, 豊; 石見, 清裕
Citation	内陸アジア言語の研究. 2003, 18, p. 17-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/20455
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

唐末沙陀「李克用墓誌」訳注・考察

森部　豊・石見清裕

1　はじめに

本稿は，中国唐王朝の末期に山西北部(代州・朔州～太原)に勢力をふるった沙陀族の首領，晋王李克用の墓誌のテキスト化と，それによる問題点の考察を行うものである．周知のとおり，沙陀は沙陀突厥とも称され，テュルク系民族とされる．沙陀の一氏族李氏は，本来の姓は朱耶といい，朱耶赤心が龐勛の乱鎮圧に勲功をあげ，その褒賞として唐室から姓李氏を賜り，李国昌と名乗ってから李姓が子孫に受け継がれた．本稿の墓主，李克用はその李国昌の子で，克用の代に沙陀族は唐末の政局を左右するほどまでに勢力を伸長させたが，朱全忠が唐・哀帝から帝位を簒奪して五代・後梁を建国した翌年(908年)に，李克用は没したと史書は伝える．その後，李氏の頭領は克用の子の李存勗が継ぎ，この存勗がのちに後梁を倒して五代の後唐を建国することになる(廟号は荘宗)．

このように，9～10世紀の中国史・東アジア史に極めて大きな役割を演じた沙陀族であるが，その割にはこれまでこの種族についてはさほど多くの研究がなされている訳ではない[(1)]．その理由の一つは，特にわが国では，この時代の研

(1)　これまでの主な沙陀研究には次のような論考がある．小野川秀美「河曲六州胡の沿革」(『東亜人文学報』1-4, 1942年)，岡崎精郎「後唐の明宗と旧習(上)」(『東洋史研究』9-4, 1945年)，同「後唐の明宗と旧習(下)」(『同』10-2, 1948年)，同「チュルク族の始祖伝説について－沙陀朱耶氏の場合－」(『史林』34-3, 1951年)，同「新唐書沙陀伝(訳注)」(『騎馬民族史－正史北狄伝－』3，平凡社東洋文庫，1973年)，Yang, Lien-sheng, "A "Posthumous Letter" from the Chin Emperor to the Khitan Emperor in 942", *Harvard Journal of Asiatic Studies* VI 10 (1947)，室永芳三「唐代の代北の李氏について－沙陀部族考その3－」(『有明工業高等専門学校紀要』7，1971年)，同「唐代における沙陀部族の成立－沙陀部族考 その1」(『同』8，1971年)，同「吐魯蕃発見朱邪部落文書について－沙陀部族考その1(補遺)－」(『同』10, 1974年)，同「唐代における沙陀部族の抬頭－沙陀部族考その2－」(『同』11，1975年)，傅楽成「沙陀之漢化」(『華岡学報』↗

究視座がいわゆる「唐宋変革」論におかれてきたためであろう．この視点では，唐末・五代は中国史の一大分岐の時代とされ，研究の焦点が主として中国国内の構造変化にあてられるため，民族動向は二次的にしか扱われないのである．

それだけではなく，沙陀族の研究が立ち遅れたもう一つの理由は，史料の残存状況に求められるのではあるまいか．すなわち，当然『旧唐書』に立てられてしかるべき李克用の列伝が，唐末の記録混乱のためか，あるいは彼の子がのちに帝位に就いたので五代・後晋の編纂者が避けたためか，結局『旧唐書』には立伝されず，唐末の沙陀のまとまった記録は『新唐書』沙陀伝まで時代を下らねばならない．しかしながら，『新唐書』(『新五代史』も同様であるが)は，欧陽脩ら宋人独特の合理主義によって史料操作が行われている可能性がある．一方，『旧五代史』は巻25・26に「武皇紀」として李克用の伝記を載せるが，同書は夙に散逸し，現行のものは『永楽大典』等からの部分的復元にすぎないのである．

このように見てくると，本稿に取り上げる「李克用墓誌」がいかに貴重な記録であるかが理解されよう．まさにそれは一級史料であり，しかも沙陀族サイドから書き残された情報である可能性が高いのである．

そこで筆者らは，本墓誌をなんとか学界で利用できるようにするため，2度にわたって現地調査を行った．その成果を，ここに報告したい．

↘ 2，1965年；同著『漢唐史論集』，聯経出版事業公司，1977年，再録)，徐庭雲「晩唐五代時期的沙陀」(『中央民族学院学報』1987-1，1987年)，同「沙陀与昭武九姓」(『慶祝王鍾翰先生八十寿辰論文集』，遼寧大学出版社，1993年)，李鴻賓「沙陀貴族漢化問題」(『理論学刊』1991-3，1991年)，王義康「沙陀貴族漢化問題再評価」(『陝西師範大学学報』第24巻，第4期，1995年)，李樹桐『唐史索隠』(「唐代借用外兵之研究，三，僖宗借沙陀兵」，台湾商務印書館，1988年)，樊文礼「関於沙陀内遷的幾個問題」(『煙台師範学院学報』1997-4，1997年)，同『唐末五代的代北集団』(中国文聯出版社，2000年)，石見清裕「唐代「沙陀公夫人阿史那氏墓誌」訳注・考察」(村山吉廣教授古稀記念『中国古典学論集』，汲古書院，2000年)，蔡家芸「沙陀族歴史雑探」(『民族研究』2001-1，2001年)，森部豊「後晋安万金・何氏夫妻墓誌銘および何君政墓誌銘」(『内陸アジア言語の研究』XVI，2001年)．

2　史料の概況

「李克用墓誌」を求めて，まず2001年8月に森部が山西省北部を調査した結果，原石・拓本ともに代県の文廟(代県博物館を兼ねる)に保管されていることがわかった．幸いにしてそれらは公開されていたので，この時の拓本写真をもとに帰国後，筆者ら2人がそれぞれに基礎的な釈文作業を行い，それらをつきあわせつつ，2002年8月に森部・石見が再度現地を踏み，原石・原拓を調査してテキストを作成した．

李克用墓は代県の西南，七里鋪村の農村内にあり，かつては高さ約10 m，周囲約60 mの墳丘をもっていたという．1989年に忻州地区文物管理処と代県博物館によって発掘調査され，墳土が取り除かれ，その下の直径9.7 m，深さ5.56 mの円筒型墓室から，十二生肖像，墓室浮雕侍従像，墓室外囲画像磚，壁画等とともに墓誌と誌蓋が発見され，調査後にそれらの遺物は全て文廟に移管されたのである[(2)]．文廟では東の廊房，すなわち本殿大成殿に向かって右側の廊房に，それらは展示されていた．

さて，誌石は縦横それぞれ93 cm，厚さ21 cmで，全39行，1行42字，書体は基本的には楷書である．ただし異体字がしばしば用いられ，同じ文字でも本字・異体字が混用されている．そのため，誌面の残存状況はほぼ良好ではあるものの，欠損箇所や摩耗箇所の異体字には釈文し難い部分もある．なお，誌蓋は「晋王墓誌」の4字が篆刻される．

ところで「李克用墓誌」は，本稿以前に拓本写真・録文が全く公表されなかった訳ではなく，これまでに次のようなものが公にされている．

①(拓本写真)『隋唐五代墓誌匯編』山西巻(天津古籍出版社，1991年)p. 177.

②(録文)『全唐文新編』巻819(吉林文史出版社，2000年)pp. 10178-10179.

③(録文)『全唐文補遺』第7輯(三秦出版社，2000年)pp. 164-166.

④(録文)『雁門碑鈔』(遠方出版社，2002年)pp. 105-109.

---

(2)　崔有良「晋王墳清理始末」(山西省代県政協文史資料研究委員会編『代県名勝古迹専輯』，出版年不明，1993年序)．

しかしながら，このうち，①の写真はあまりに縮小され，これに基づいて正確な録文を作成することはまず不可能である．②の録文は，墓誌文の末尾7行，252字が省略されているばかりか，録文された部分にもあまりに誤録・未解読文字が多い（筆者らの録文と比較すると，それらは実に180字にも達する）．③は全文が録文され，②よりは扱いが慎重であるが，それでも誤録・未解読部分が多い（同じく72字）．②と③に誤録が多いのは，写真①に基づいて録文したためと思われる．なぜならば，筆者らも写真①から録文を試みたところ，同じ箇所に誤録を生じた経験をもつからである．それに対して，④は代県周辺の石刻文を集成したものだけに，原拓に基づいたと思われるが，その割にはやはり誤録が多く（同じく74字），全体的にさほど歴史知識の豊富でない者の手になると見られる．

このように，以上のいずれをテキストにしても，本墓誌を史料として扱うことは絶対に無理な状況にあり，そればかりか文章として読むことすら不可能に近い．そこで本稿は，まず第一に，本史料の正確なテキストとその訳注を学界に提供することを目的とする．そして第二に，それを在来の編纂史料と比較し，そこから生じるいくつかの問題点を提起したい．

3 「李克用墓誌」訳注 [Plate V-VIII]

(1) 釈文・訓読の字体は墓誌の字形どおりに起こす．ただし異体字は旧字体とする．

(2) 口語訳では常用漢字を用いる．

(3) 前掲②，③，④の誤録は，煩を避けていちいち注記しない．

〔釈文〕

1 唐故河東節度觀察處置等使開府儀同三司守太師兼中書令晉王墓誌銘　并序

2 門吏節度副使朝議郎前守尚書祠部郎中知制誥柱國賜紫金魚袋盧汝弼奉　命撰

3 直□下亘夐属金膏洪潤之靈寔有所謂不徒方流載玉川媚孕珠時有應世出圖澄

波啓運則　英雄誕焉

4　聖賢出焉育彼　　鴻休粹茲平祉者也又何必郊麟穴鳳健龍靈龜而爲瑞哉惟

5　我晉王是膺　間異　　王諱克用字翼聖隴西成紀人世以　象河命氏與　磐石聯枝自四代祖益度薛

6　延陁国君無敵將軍曾祖思葛統國襲爵覇有陰山祖執儀皇任陰山府大都督三軍沙陁都知呉馬使兼御

7　史中丞烈考國昌皇任左龍武統軍檢校司徒致休飾終追加太保噫夫大功大名垂慶垂裔必顯綿遠以纂

8　忠勲故在　　憲宗時有若　都督戮力　王家在　　懿宗時有若　統軍襲行　天討在

9　禧宗　　昭宗時有若　　晉王奮志提戈夷兇衛社名標圭臬爲天下先　三世蟬聯　九朝盛美

10　王本是　徽懿生特英邁以匡合力爲　社稷臣兩復　乘輿再殄祅孽抑揚峻秩踐履崇封初自雲州刺史

11　兼御史大夫以統軍請老表　　王代將部族　朝廷遂命檢校左散騎常侍仍以代州建鴈門軍　王兼鴈

12　門節度留後未幾　　王親率賦輿西破黄巢賊於長安以功正授鴈門節度使檢校兵部尚書旋又就加檢

13　校左僕射尋復　詔拜河東節度使檢校司空勤　王奉　寵継晉文三命之尊剪葉策勲全唐叔疏封之重

14　自司空加司徒平章事歴太保太傅以解陳州圍再襲敗黄巢於宛句迨兖州傳賊首於闕下推功校最以

15　王爲先遂加檢校大尉仍兼侍中進封隴西郡王真食五百戸兼賜鐵券錫號

　　功臣後以破

16　邠州王行瑜功冊守太師兼中書令封圃王惣食弍萬戸眞食一千五百戸衮舄既臻戎輅之車益重笳簫爰

17　設玄珪之命攸崇故齊履就封只帶帝師之號苟池浴日止昇中令之榮未有兼列真

王仍開全晉者也初

18　王自作牧雲中登壇并部歴官相府猶侍　鯉庭詩賦緇衣夾輔同榮於五教圖形麟閣標奇對列於一時道

19　盛兩全事光千古加以禮樂恭已忠孝飭躬修職貢改教臣府無虚月謹　庭闈而侍膳行茂肥家自銀印青

20　綬累秩進律至儀同弍司及雲中太守亜丞相累官錫命至正三師眞上宰爲列國王皆不以冒寵虚

21　恩澤悉以忠力元勲爯之　君命而後受也至於在　統軍左右時率師破賊雖視武英雄傑立於世亦不擅

22　己自任必稟命而行故天下凡言爲子爲臣之道者皆折衷於　　王也唯是睦鄰赴難急於奉漏沃焦故鄰

23　壤有不叶者莫不賚其絲縫聽之關缺黄巢僞紀改爲金統襄邪竊號改爲建貞天下莫不軌從唯　王首以

24　□破迄今朱温僭簒唯　王之土不易於　吾唐之風乃知與唐之所以王者蓋唐礼盡在於此矣嗚呼唯浮

25　休之理雖　三皇五帝亦不能踰於數者蓋天之阻也故達□□知命焉況　命世英雄其來世有謂其去也

26　豈徒然哉属今之世　先昭皇帝爲賊之弑一旦天下墜塗□□鴻圖寶祚未有嗣焉而　　王方以壓

27　境削敵寢疾半稔弥留之際封域怙寧万彙群心率然有付傳於令嗣信天命乃歸耶雖彼帝王者又焉得輕

28　擬諸盛烈哉以天祐五季戊辰正月二十日薨於　　路寢享年五十三　　王之弟四人官氏之次志列於

29　豐碑　小君三人長沛国夫人劉氏無子少魏国夫人陳氏亦無子次晉国太夫人曹氏皆以賢淑令嘉耦嚴

30　慈育慶門即今

31　嗣王令公實

32　晉国太夫人之自出也　　嗣王之兄令昭義相公名嗣昭乃　王之元子也　嗣王之次親弟二十三

33　人具名列於後　存貴 黠戛 存順 索葛 存美 順師 存矩 迭子 存範 醜漢 存霸 端端 存規 歡郎 存璲 喜郎 善意

34　大酹　重喜　小酹　住住　神奴　常住　骨骨　高八　小端　小惠　延受　小住　寶珎　小珎

35　於戲惟盛德者其嗣遠其繩繩之勢雖河帶淮清未足語其綿邈也　　王以巳己歲二月十八日歸窆于

36　代州鴈門縣里仁鄉常山里祔于　先塋礼也夫刊石命紀將表其封不以飾辞固當直筆 汝弼 遊

37　王之門居客之右　恩雖特厚文在失華奉　命以書敢爲銘曰　　日星之霊　河嶽之英　鍾茲弍徳

38　　降彼弍清　承家善慶　體国忠貞　義方禀訓　氛祲再平　封官一品　樹屏三京　眞王削国

39　　叶力推盟　未除國耻　倏歎天傾　傳于令嗣　寰海俟溢　風颺陸樹　永仰　英聲　王□源書

〔訓読〕

唐の故河東節度觀察處置等使・開府儀同三司・守太師・兼中書令の晉王の墓誌銘并びに序

門吏の節度副使・朝議郎・前守尚書祠部郎中・知制誥・柱國・賜紫金魚袋の盧汝弼，命を奉じて撰す．

直……下り亘り，<ruby>夐<rt>はる</rt></ruby>かに金膏に属す，洪潤の霊，<ruby>寔<rt>まこと</rt></ruby>に謂う所有り．<ruby>徒<rt>ただ</rt></ruby>，方流玉を載せ，川媚珠を<ruby>孕<rt>よう</rt></ruby>すのみならず，時に世に應じて圖を出し，澄波運を啓く有らば，則ち英雄焉に誕まれ，聖賢焉に出づるなり．彼の鴻休を育くみ，茲の平祉を<ruby>粹<rt>あつ</rt></ruby>むる者たるや，又た何ぞ必ずしも郊麟・穴鳳・健龍・霊龜のみ瑞と爲さんや？<ruby>惟<rt>おも</rt></ruby>ふに，我が晉王，是れ膺（應）に異を<ruby>間<rt>まじ</rt></ruby>ふべし．

王，諱は克用，字は翼聖，隴西の成紀の人なり．世河を象るを以て氏に命じ，磐石と聯枝たり．四代よりの祖の益度，薛延陁国君・無敵將軍たり．曾祖の思葛，國を統べ爵を襲ぎ，覇は陰山を有す．祖の執儀，陰山府大都督・三軍沙陁都知兵馬使・兼御史中丞に皇任せらる．烈考の國昌，左龍武統軍・檢校司徒に皇任せらる．致休して終を飾り，太保を追加せらる．噫，夫れ大功大名は，慶に垂れ裔に垂れ，必ず綿遠を顯らかにし，以て忠勲を纂ぐ．故に憲宗の時に在りては，都督の王家に戮力するが若き有り．懿宗の時に在りては，統軍の天討を襲行するが若き有り．禧宗・昭宗の時に在りては，晉王の志を奮い戈を提げ，兇を夷らげ社を衛るが若き有り．圭臬を名標すること，天下の先と爲る．三世に蟬聯し，九朝に盛美たり．

王本より是れ徽懿にして，生れながらにして特に英邁たり．匡を以て合力し，社稷の臣たり．兩たび乘輿を復し，再び祆孽を殄くす．峻秩を抑揚し，崇封を踐履す．初め，雲州刺史より御史大夫を兼ぬ．統軍の請老し，王の代りて部族を將いることを表するを以て，朝廷，遂に命じて左散騎常侍を檢校せしめ，仍りて代州を以て鴈門軍を建て，王，鴈門節度留後を兼ぬ．未だ幾ばくならずして，王親ら賦輿を率ひ，西のかた黄巣の賊を長安に破る．功を以て鴈門節度使・檢校兵部尚書を正授せらる．旋で又た就ち檢校左僕射を加へられ，尋いで復た詔して河東節度使・檢校司空に拝せらる．王に勤して寵を奉り，晉文三命の尊を継ぎ，葉を剪り勲を策して，唐叔疏封の重を全くす．司空より司徒・平章事を加へられ，太保・太傅を歴す．以て陳州の圍を解き，再び襲ひて黄巣を宛句に敗る．兗州の賊首を闕下に傳ふに迨び，功を推し最を校するに，王を以て先と爲し，遂に檢校大(太)尉を加へられ，仍りて侍中を兼ね，封を隴西郡王に進め，真食五百戸，兼ねて鐵券を賜ひ，功臣を號するを錫ふ．後に邠州の王行瑜を破るの功を以て，冊して太師兼中書令を守し，晉王に封ぜられ，惣食弍萬戸，眞食一千五百戸たり．袞舄既に臻り，戎輅の車益重し．笏簫爰に設け，玄珪の命攸て崇たり．故に齊しみて履みて封に就くに，只だ帝師の號を帶すのみ．苟しくも浴日を池こさるるに，止だ中令の榮に昇るのみ．未だ兼ね

て真王に列すること有らず，仍りて開きて晉を全くする者なり．

初め，王の雲中に作牧してより，登壇して部を并せ，相府を歴官し，猶お鯉庭に侍る．詩は緇衣を賦し，夾輔して同に五教に榮す．圖は麟閣に形し，標奇して一時に對列す．道は兩全を盛んにし，事は千古を光るなり．加ふるに禮樂を以てし，恭しむに忠孝を已てす．飭躬にして職貢を修め，以て臣に府に虚月無きを教ふ．庭闈に謹しみて膳に侍し，茂を行なひ家を肥す．銀印青綬より，秩を累ね律を進め，儀同弍司及び雲中太守，亜丞相に至る．官を累ね命を錫り，正三師眞上宰に至り，爲に國王に列せらる．皆，寵を冒するを以て恩澤を虚しくせず，悉く忠を以て力め，元勲は之に冉ふ．君命じて而る後に受くるなり．統軍の左右に在るに至り，時に師を率い賊を破り，武を英雄に視へ，世に傑立すと雖も，亦た己の自ら任ずるを擅にせず，必ず命を稟けて行なふ．故に天下凡そ言う，子爲り臣爲るの道は，皆王より折衷するなり，と．唯だ是れ，鄰に睦み難に赴くこと，奉漏沃焦より急なり．故に鄰壤に叶はざる者有らば，其の絲縫を賚ひ，之を關缺に聽かざる莫し．黄巣，紀を僞り，改めて金統と爲す．襄邪，號を竊かにし，改めて建貞と爲す．天下軌從せざるなし，唯だ王のみ首めて……を以て破る．今の朱温僭簒するに迄び，唯だ王の土のみ，吾が唐の風を易へず．乃ち知る，唐に與する王たる所以の者なるを．蓋し唐礼，盡く此に在り．

嗚呼，唯だ浮休の理，三皇五帝と雖も，亦た數を踰ゆる能はざる者なり．蓋し天の阻なり．故に……に達して命を知るなり．況んや，命世の英雄，其れ世に來る者の，其の去るを謂ふをや．豈に徒だ然らんや．今の世に属するや，先の昭皇帝，賊の弑するところと爲り，一旦にして天下墜塗し……．鴻圖と寶祚，未だ嗣有らず．而して王，方に以て壓境し削敵すれども，寢疾半ば稔し，弥留の際，封域怗寧し，万彙群心，率然として令嗣に付傳する有り．信に天命乃ち歸せんや．彼の帝王たる者と雖も，又た焉んぞ輕がるしく諸の盛烈に擬するを得んや．天祐五季戊辰正月二十日を以て，路寢に薨ず．享年五十三．

王の弟四人，官氏の次，豐碑に志列す．小君三人，長は沛国夫人劉氏，子無

し．少は魏国夫人陳氏，亦た子無し．次は晉国太夫人曹氏．皆，賢淑を以て嘉耦をして嚴たらしめ，慶門を慈育す．即ち今の嗣王令公は實に晉国太夫人の自出なり．嗣王の兄，令昭義相公，名は嗣昭，乃ち王の元子なり．嗣王の次親弟二十三人，名を具さにして後に列す．

存貴 黠戛，存順 索葛，存美 順師，存矩 迭子，存範 醜漢，存覇 端端，存規 歡郎，存璲 喜郎，善意，大酔，重喜，小酔，住住，神奴，常住，骨骨，高八，小端，小惠，延受，小住，寳珎，小珎．

於戯，惟れ盛德なる者は，其れ嗣たるや遠たり．其れ繩繩の勢は，河は淮清を帶びると雖も，未だ其の綿邈を語るに足らざるなり．王，巳己（ママ）の歳の二月十八日を以て，代州鴈門縣里仁鄉常山里に歸窆し，先塋に祔す．礼なり．夫れ石に刊し命紀し，將て其の封を表するに，辞を飾るを以てせず，固より當に直筆すべし．汝弼，王の門に遊し，客の右に居し，恩は特に厚いと雖も，文は華を失ふに在り．命を奉じて以て書し，敢へて銘を爲して曰く．

日星の霊，河嶽の英．茲に鍾まりて德を弐にし，彼に降りて弐たび清たり．家の善慶を承け，国の忠貞を體す．義方訓を稟（う）け，氛祲再び平らぐ．一品に封官され，三京に樹屏す．眞王国を削り，力を叶（あは）わせて盟を推す．未だ國耻を除かず，倏（には）かにして天傾を歎ず．令嗣に傳へ，寰海溢を俟つ．陸（陵）樹に風颺し，永く英聲を仰がん．

王□源　書す

〔口語訳〕

唐のもとの河東節度使・観察使・処置使で，官位は開府儀同三司，守太師兼中書令であった晉王（李克用）の墓誌銘　并びに序．

晉王の門吏で河東節度副使，官位は朝議郎，前の守尚書祠部郎中・知制誥で，柱国，賜紫金魚袋身分の盧汝弼が命を奉じて撰す．

……(天下に)下りわたると，それははるかに玉の精にまでおよぶ．天の大きな恩沢の霊は，まことに謂れがある．それはただ，曲流する川が玉を生じ，

水麗しい川が珠を育むというだけではない．時世に応じて天がはかりごとを出し，清らかな波が世運をひらくことがあれば，ここに英雄が生まれ，聖人・賢者が現れるのである．彼らは，かの皇帝の鴻業を育て，この平和な安福を集める者である．どうして，郊野の麒麟や丹穴の鳳鳥，津梁の黄竜や神妙な霊亀だけを世の瑞兆とする必要があろうか．ああ思うに，わが晋王はこうした奇瑞に通じる人であった．

晋王は，諱は克用，字は翼聖といい，隴西成紀出身の人である．一族は代々，河(沙磧)に因んでを氏を名乗り，また唐室李氏の支流となった．四代の祖にさかのぼる益度は，薛延陀国君，無敵将軍であった．曽祖の思葛は国をまとめ，爵位をつぎ，霸を陰山にとなえた．祖父の執儀は，陰山府大都督・三軍沙陀都知兵馬使であり，兼ねて御史中丞に任ぜられた．父の国昌は，左龍武統軍・検校司徒に任ぜられ，引退にあたり名誉職として太保の称号を加えられた．ああ，そもそも大いなる功績や名声は，綿々とうけつがれ，子孫もまた必ず忠勲をつぐものである．だからこそ，憲宗の治世には，祖父である都督の執儀が唐王室に協力することがあり，懿宗の治世には，父である統軍の国昌が皇帝軍を率いて討伐することがあり，さらには僖宗・昭宗の治世には，晋王が奮起して武器を取り，凶賊を平らげて社稷を護ることがあったのである．模範を示し，天下の先駆けとなること，三代にわたって続き，唐の九朝にわたって麗しい美徳となったのであった．

晋王は，もともと立派な容貌で，生まれながらにして優れた才能をもっていた．そのうえ，誠意をもって唐王朝と力をあわせ，社稷の臣となった．二度にわたって天子を助け，国難を打ち払い，高い地位に上げられ，尊い封爵に就いたのである．初め晋王は，雲州刺史の地位にあって，御史大夫を兼任した．統軍であった父親が，老年のために引退して，代わりに晋王が部族を率いるよう願い出たので，そこで朝廷はついに晋王に左散騎常侍の官職を加え，代州に雁門軍を建て，晋王に雁門節度代理として軍を統括させた．それから間もなく，晋王はみずから兵車を率い，西方に進軍して長安で黄巣の反乱軍を破った．そ

の功績で，正式に雁門節度使の地位を授けられ，兵部尚書を加えられ，本拠地に帰ってからはさらに左僕射を加官された．その後また，詔によって河東節度使に就任し，司空を加えられた．ちょうどそれは，あの晋の文公が周王の補佐に勤めたために寵愛をうけて公の地位に昇ったように，またかの唐叔虞が桐の葉を切って唐の地に封ぜられたように，河東(山西)の地に覇権を打ち建てたのである．さらに，司空から司徒・平章事の地位を加えられ，太保・太傅を歴官した．また，黄巣の反乱軍が陳州を囲んだのを打ち払い，追撃して黄巣軍を宛句に破り，ついには，兗州軍が黄巣の首を朝廷に伝える結果をもたらしたのである．論功行賞の結果，晋王が第一となり，そこで太尉の称号を加えられ，侍中を兼ね，封爵は隴西郡王，食邑は真食五百戸に進められ，あわせて割り符の鉄券を賜って国の功臣を号することを許された．後に，邠州の賊王行瑜を撃破する功績によって，守太師および兼中書令の地位に立てられ，とうとう晋王の封爵を授けられ，食邑は総食一万戸・真食一千五百戸とされた．皇帝の着物や履物が届き，王者の乗る車はいよいよ威厳重く，宮廷雅楽が設けられ，天の命はここに高まった．しかし，王はそれでもなお，謹んで封地に赴いて，ただ皇帝から賜った軍号を帯びるだけであり，苟くも日光の徳に浴しても，中書令の栄誉に昇るだけであった．いまだ唐の王族に列することはせず，晋の地を開き治める立場をつらぬいたのである．

初め，晋王は雲中刺史から，部族を率いる地位に登り，宰相の官職を歴任したが，それでもなお親に仕えて学んだ．詩の「緇衣」にならって，親子二代にわたって司徒の栄に浴して唐帝を補佐し，漢代に入朝して，その姿が麒麟閣に描かれた単于になぞらえ，股肱の臣として対比された．子たる道と臣たる道の両方が完璧で，その事蹟は永遠に光り輝くものである．それに加えて，晋王は礼楽をうやまい，忠孝によって己の身を戒め謹んだ．朝貢を修め，宮廷の臣に蔵に(晋王からの)貢ぎ物が入らない月はないことを示し，親の食事には謹んで従い，勤めて家を豊かにした．晋王は，銀印青綬の御史大夫より官位を進められて開府儀同三司に至り，雲中の指導者でありながら丞相になぞらえられるに及

んだ．さらに命を賜わって官をかさね，三師の地位と真の宰相に至り，そこで国王に列せられたのである．しかし，このように出世したからといって晋王は，いずれの官にあっても，寵愛をむさぼって皇帝の恩に誠意で応えないことはなかった．つねに忠義によって力を尽くし，国家に果たした大きな功績はまさに王たる称号に適うものである．晋王は，君主が命じて後に，初めてその命を受けた．父親である統軍の左右にあっては，時に兵を率いて賊を破り，その武勇の英雄ぶりは世に傑出したとはいっても，己のほしいままにふるまうことはせず，必ず命を受けて行動した．そこで天下の人々はみな言った，「子たるの道，臣たるの道は，すべて晋王を手本とする」と．しかし晋王は，仲睦まじい隣人の難には，何をおいても駆けつけたのであった．だから，隣の部落でもめごとがあれば，その仲介のために晋王の裁断を仰がない者はなかった．黄巣が帝号を偽って「金統」と改元し，襄王が帝位を簒奪して「建貞」と改元した時，天下の人はみな追従したのに，ただ晋王のみが先駆けて……それらを打ち破ったのであった．また，今の朱全忠が帝位を簒奪するに及んでも，ただ晋王の領土のみがわが唐の風教を改めなかった．これらによって，晋王が唐朝にくみする王であることが知られるであろう．そもそも，今や唐の礼はことごとくこの地にあるのである．

ああ，しかしながら，生と死のことわりだけは，三皇五帝といえどもこの運命を乗り越えることはできない．思うに，天によって分けへだてられたものである．だから，……天命を知るのである．ましてや，天命によって世の英雄としてやって来た者が，この世を去る場合においてはなおさらである．そればかりではない．今の世たるや，先の哀帝昭宣帝が賊の朱全忠によって弑逆され，一朝にして天下は崩れ落ちてしまった．……皇位を図ったけれども，いまだ世継ぎはいない．このような状況下で，晋王は賊の国境に迫って敵の勢力を削ったけれども，病におかされてしまった．病が重くなってからは，境域内の万物を安んじようとした．そこで，人々の心は，にわかに王の令息に天下を委ねようとしたのである．誠にこれは，天命が帰したといえよう．これまでの帝王た

る者といっても，どうして軽々しく晋王の立派な業績になぞらえることができようか．天祐五年 (908)，戊辰の年の正月二十日をもって，王は正殿にて亡くなった．享年五十三であった．

晋王には弟が四人おり，彼らの官職・氏名の順次は，功徳碑に列記されている．夫人は三人おり，年長を沛国夫人劉氏といい，子は無く，年少を魏国夫人陳氏といい，また子は無く，年中を晋国太夫人曹氏という．三人とも賢く清らかで，夫に威厳を与え，また一族をいつくしみ育てた．晋王の地位を継いだ嫡子嗣君(李存勗)は，晋国太夫人の子である．嗣君の兄の昭義節度使は，名は嗣昭といい，晋王の長男である．嗣君には弟二十三人がおり，彼らの名は次のとおりである．

存貴 黠戛　存順 索葛　存美 順師　存矩 迭子　存範 醜漢　存霸 端端　存規 欽郎　存璲 喜郎　善意　大酹　重喜　小酹　住住　神奴　常住　骨骨　高八　小端　小恵　延受　小住　宝珎　小珎．

ああ，そもそも大いなる徳とは，遠い後世まで受け継がれるものである．その極まりないありさまは，黄河が澄むという千年が過ぎても，まだその悠久の流れを語るには足りないほどである．

晋王は，己巳の歳 (909) の二月十八日に，代州雁門県の里仁郷常山里にある先祖の墓域に埋葬された．礼に則ったものである．そこで，石に刻して順序だてて記し，その封爵を書き表すが，その際には決して辞を飾ることなく，事実をありのままに書かねばならない．私，盧汝弼は，晋王の門に出入りし，客人の隅に混じえていただいた．その恩は特に厚いとはいっても，文章に華美な表現は用いなかった．命を奉ってこれを書き，次のような銘文を作る．

天に日・星の聖霊，地に河・嶽の英気．それらが集まると徳を一つにし，降ると天下を三たび清める．晋王は家門の慶福を受け継ぎ，国家の忠誠心を身につけた人である．徳義を家の教訓から学び，邪悪な気を二度とも平らげた．一品の地位に就き，三つの都を護った．真の王として国土を削り，力を合わせ盟を推し開いた．しかしいまだに国の恥をすすげず，たちまちにして天下の傾覆

を嘆くこととなってしまった．位は嫡男に伝えられ，天下は彼におおわれる日を待っている．疾風が陵墓の樹に吹き，この優れた名声がいつまでも仰がれんことを．

王□源，書す

〔語釈〕

2-1「盧汝弼」：字は子諧，范陽盧氏の末裔．第4節参照．

3-1「金膏」：玉の精．『穆天子伝』巻1（p. 4）に「黄金之膏」が見え，注に「金膏，亦猶玉膏．皆其精汐也」とある．

3-2「洪潤」：大きな恩沢の意．

3-3「方流載玉」：方流は河川の直角に曲がる流れで，玉はそこに生じるとされる．顔延年「贈王太常」（『文選』巻26, p. 374）に「玉水記方流，琁源載圓折（玉水，方流を記し，琁源，圓折を載す）」とあり，注に「尸子曰く，凡そ水は，其の方折する者は玉を有し，其の円折する者は珠を有するなり」とある．

3-4「川媚孕珠」：陸機「文賦」（『文選』巻17, p. 247）に「石韞玉而山輝，水懐珠而川媚（石，玉を韞みて山輝き，水，珠を懐きて川媚し）」が出典．『荀子』勧学篇（p. 28）の「玉在山而草木潤，淵生珠而崖不枯（玉，山に在りて草木潤ひ，淵，珠を生じて崖枯れず）」に基づく．

3-5「澄波」：清らかで澄んだ波．

3-6「啓運」：皇帝が世運を開くこと．

4-1「郊麟・穴鳳・健龍・霊龜」：天が徳をしき，太平になったときに現れる瑞獣．『礼記』礼運（p. 435）に「何謂四霊．麟鳳亀龍，謂之四霊」とあり，『孔叢子』記門（p. 17）には「天子布徳，将致太平，即麟鳳亀龍，先為之祥」とある．「郊麟」は『荀子』哀公篇（p. 874）に，孔子が舜の治世を述べて「是以鳳在列樹，麟在郊野」と見え，「穴鳳」は『山海経』巻1，南次三経，丹穴山（p. 7）に「又東五百里，曰丹穴之山，……有鳥焉，其状如鶏，五采而文，名曰鳳皇」と見える．ともに徳政の表現．「津龍」は「津」字が誌文からは判読しがたい．釈文では「健龍」と釈読するが，これだと出典不詳であり，ここは「津龍」と読んでおく．「津

龍」は徳政のたとえの1つで，『宋書』巻22，楽志（p. 647）に「麒麟は郊野を歩み，黄龍は津梁に遊ぶ」とみえる．「霊龜」は『宋書』巻28，符瑞中（p. 800）に「霊亀は，神亀なり．王者の徳沢湛だ清く，山川に漁猟するに，時に従ひて則ち出づ」と解説されている．

5-1「翼聖」：『旧五代史』巻25，武皇紀上および『新五代史』巻4，荘宗紀ともに李克用の字は載せない．

5-2「隴西成紀」：唐代では秦州の治州にあたる．現在の甘粛省天水市の北40キロメートル．『旧五代史』巻25，武皇紀上（p. 331）には「太祖武皇帝，諱克用，本姓朱耶氏，其先隴右金城人也」とみえる．「隴右金城」は蘭州の治州．現在の甘粛省蘭州市．

5-3「象河」：解釈困難．「象河」の熟語は典籍に見出し難い．「河」は通常は黄河，河川，「河漢」ならば天の川であるが，「沙陀」がこれらに因む命名とは史書に見えない．『新唐書』巻218，沙陀伝（p. 6153），『旧五代史』巻25，武皇紀上（p. 331），『新五代史』巻4，荘宗紀（p. 39）等はいずれも「沙陀」は「磧」「大磧」に因む号とする．今は「河」を沙磧の意にとり，後考を俟ちたい。

5-4「磐石」：「盤石」に同じ．帝王の分かれた一族の意味．

5-5「聯枝」：木の枝がつらなることから，同胞兄弟の意．

5-6「益度」：この名は現存する編纂史料中には見えない．

5/6-1「薛延陁国君」：薛延陀は，唐初期に突厥第一可汗国が崩壊した後，一時モンゴリアを制圧したテュルク系の種族．『新唐書』巻218，沙陀伝は，沙陀族の系譜を西突厥の処月部から書き起こすが，『旧五代史』巻25，武皇紀上（p. 331）はさらにさかのぼり，唐・太宗が薛延陀を平定すると，その諸部を安西・北庭方面に移してそこに沙陀都督府を置き，李克用朱耶氏の始祖拔野が沙陀都督となり，以後都督は五世にわたって世襲されたという．唐初の薛延陀と唐末の沙陀との関係を裏付けるのは史料的に困難であるが，本墓誌に「薛延陁国君」とあることから見ると，李克用一族は，自己の先祖が薛延陀を支配する立場にあったとする意識をもっていたかもしれない．

6-2「思葛」：この名は現存する編纂史料中には見えない．

6-3「執儀」：『旧唐書』『新唐書』『旧五代史』『新五代史』では「執宜」に作る．朱邪尽忠の長子で，吐蕃の支配を受け甘州に居たが，元和三年(808)，東進して霊州に至り，唐朝に帰順した．この時，吐蕃の攻撃を受け，朱邪尽忠は戦死したと伝えられる．唐朝は帰順してきた朱邪執宜を塩州に居住せしめ，陰山府を置いて執宜を陰山府兵馬使とした．元和四年(809)，霊塩節度使范希朝の河東節度使転任に伴い，沙陀も河東へ移住する．『旧五代史』巻 25，武皇紀上，『新唐書』巻 218，沙陀伝，および第 4 節参照．

7-1「國昌」：本名は朱邪赤心．龍武軍は，開元二十六年に羽林軍を析して設置した禁軍の一つで，翌年五月には官員も置かれた（『旧唐書』巻 9，玄宗本紀下，pp. 210-211）．ただし，統軍の設置は遅く，興元元年正月に置かれた(『旧唐書』巻 44，職官志 3，p. 1905)．秩は従二品．李国昌が龍武統軍となったことは，編纂史料中にはみえない．ただ，李国昌の神道碑は「唐故左龍武軍統軍検校司徒贈太保隴西李公神道之碑」と刻されていたという（朱彝尊「晋王墓二碑跋」『曝書亭集』巻 50，四部叢刊初編，7b-8a）．

7-2「垂慶垂裔」：「慶裔」は，他人の子孫に対する敬称．

9-1「圭臬」：「圭」は土圭，「臬」は水臬のことで，ともに古代における時間や尺度の計測器のこと．転じて典範の意．

9-2「蟬聯」：セミの泣き声のようにずっと続くさま．左思「呉都賦」(『文選』巻 5）に用例が見え，李善注は「蟬聯は，絶えざる貌なり」とする．

9-3「九朝」：憲宗・穆宗・敬宗・文宗・武宗・宣宗・懿宗・僖宗・昭宗の九朝を指す．

10-1「祆孽」：災いのおこるきざし．

10-2「抑揚」：称揚に同じ．たたえて地位をあげること．

11-1「請老」：官吏が朝廷に退職を請求すること．

11-2「代州」：現在の山西省代県．

11/12-1「鴈門節度留後」：唐代には，節度使・観察使などが事故などで任務に

つけない場合は，その相続人や部下が「留後」と称して代理役をつとめた．

12-2「賦輿」：人民に割り当てて作った兵車の意．『春秋左伝』成公二年（p. 687）に「羣臣帥賦輿，以為魯衛請（羣臣の賦輿を帥いるは，以て魯・衛の請の為なり）」とあり，杜注は「賦輿は猶ほ兵車なり」とする．

12-3「破黄巣賊」：李克用が長安に入城し黄巣軍を破ったのは，中和三年（883）四月甲辰のことである．『資治通鑑』巻255（pp. 8293-8294）参照．

12-4「鴈門節度使」：李克用の雁門節度使就任は『資治通鑑』巻255，中和二年十二月条（p. 8283）に「以忻・代等州留後李克用為雁門節度使」と見え，墓誌銘の記述と時間的に矛盾する．なお『通鑑』に拠れば，李克用は長安回復の功績によって同平章事を加官されている．

13-1「河東節度使」：李克用の河東節度使就任は，『旧唐書』は中和三年五月とし，『資治通鑑』は同年七月とする（『旧唐書』巻19下，僖宗本紀，中和三年五月条（p. 716）「雁門已北行営節度・忻代蔚朔等州観察処置等使・検校尚書左僕射・代州刺史・上柱国・食邑七百戸李克用，検校司空・同平章事・兼太原尹・北京留守・充河東節度・管内観察処置等使」．『資治通鑑』巻255，中和三年七月条（p. 8297）「李克用自長安引兵還雁門，尋有詔，以克用為河東節度使，召鄭従讜詣行在」）．

13-2「晉文三命」：晉文は春秋・晉の文公．周代の官爵は九等級に分けられ，これを九命といい，三命は公侯伯の卿を指す．

13-3「唐叔疏封」：周の成王が戯れて，叔虞（武王の子）に桐の葉を切って与え，これであなたを封じようと言ったところ，それを聞いた史佚が，天子は戯れるべきではないと上奏し，叔虞を唐（山西省翼城県の南）に封じた故事．『史記』晉世家（p. 1635）．

14-1「解陳州圍」：李克用が黄巣の陳州包囲を破ったこと．『資治通鑑』巻255，中和四年（884）四月癸巳条（p. 8304）．黄巣の陳州包囲は三百日に及んだという．

14-2「宛句」：「冤句」のこと．唐代では曹州管内の県名．現在の山東省と河南

省の境．黄巣の本貫である．李克用が冤句で黄巣軍を破ったのは中和四年(884)五月辛未のこと．『資治通鑑』巻 255 (p. 8305)．

14-3「傳賊首於闕下」：李克用に追撃された黄巣は，郷里宛句に逃れようとしたが，兗州東北の狼虎谷であきらめ，甥に命じて首をはねさせた．884 年のこと．このいきさつと首の長安伝達は，『旧唐書』巻 200 下，黄巣伝 (p. 5398)，『資治通鑑』巻 256, 中和四年六月甲辰条～七月壬午条 (pp. 8311-8312) 等に見える．

14-4「推功校最」：互文構造．推校は推し量り考えること．功最は第一等の功績．

15-1「隴西郡王」：李克用が隴西郡王の爵に進んだのは，中和四年八月である．『資治通鑑』巻 256 (p. 8313)．

16-1「王行瑜」：邠州の人．朱玫に仕え偏将となり，黄巣平定に功績があり，邠州節度使となる．その後，尚書令の地位を要求して中央政界進出を謀ったが失敗し，邠州に逃れ，李克用の攻撃をうけ，乾寧二年 (895) 十一月に慶州で部下に殺された (『旧唐書』巻 175, 王行瑜伝，pp. 4548-4549)．

16-2「衮舄」：衮は天子の服，舄は天子の履物．

17-1「玄珪」：黒い玉．玄は天の色．『書経』禹貢 (p. 91) に「禹錫玄珪，告厥成功 (禹，玄珪を錫り，厥の成功を告ぐ)」とあり，注は「玄，天色」とする．

17-2「池浴日」：池は，ほどこすの意．『礼記』楽記篇 (p. 675)「咸池備矣 (咸池は備はるなり)」の注に「咸は皆なり．池の言は施なり．言徳の施さざる無きなり」とある．浴日は，日光の徳に浴すること．

17-3「中令」：中書令のこと．

18-1「鯉庭」：子が親の教えを受けること，またその場所．孔子の子の鯉 (伯魚) が庭で孔子の訓を受けた故事による．出典は『論語』季氏篇 (pp. 374-375)．

18-2「緇衣」：『詩経』鄭風の篇名．詩序・毛伝ともに，鄭の武公が父桓公とともに二代にわたって周の司徒となり，その職を善くした美徳をたたえた詩と解釈する．

18-3「夾輔」：君主のそばにいて，政治を助けること．

18-4「五教」：ここは五つの教訓の意ではなく，唐代三公の一つ「司徒」の別称．墓主と父と二人ともが司徒の称号を帯びたことは，第7行と第14行に見える．

18-5「麟閣」：『漢書』巻54，蘇武伝（p. 2468）に「甘露三年，単于始入朝．上思股肱之美，乃図画其人於麒麟閣，法其形貌，署其官爵姓名」と見える．

18-6「標奇」：標寄に同じ．あらわれたつこと．また自らを高く持してなぞらえること．

19-1「飭躬」：身をいましめつつしむこと．

19-2「府無虚月」：『春秋左伝』襄公二十九年（pp. 1140-1141）に「魯之於晋也，職貢不乏，玩好時至，公卿大夫相継於朝，史不絶書，府無虚月（魯の晋に於けるや，職貢乏しからず，玩好時に至り，公卿大夫は朝に相継ぎ，史は書するを絶たず，府に虚月無し）」とある．「晋の倉に魯の貢ぎ物が入らない月は無い」の意で，朝貢が相次ぐこと．

19-3「庭闈」：親の居る部屋，転じて父母・家庭の意．

19-4「肥家」：家を富ませること．

19/20-1「銀印青綬」：『漢書』巻19上，百官公卿表（p. 725）に「御史大夫，秦官，位上卿，銀印青綬」とあり，ここは第11行に見える墓主の最初の中央官「兼御史大夫」を指す．

20「律」：爵位の等級．『礼記』王制（p. 225）に「加地進律（地を加へて律を進む）」とある．

22-1「睦鄰」：『書経』蔡仲之命篇（p. 492）に「睦乃四鄰，以蕃王室，以和兄弟，康済小民（乃の四鄰に睦み，以て王室に蕃とし，以て兄弟を和し，小民を康済せよ）」とある．

22-2「奉漏沃焦」：『史記』巻46，田敬仲完世家（p. 1902）に「且救趙之務，宜若奉漏甕沃焦釜也（且に趙を救ふの務は，宜しく漏甕を奉じて焦釜に沃ぐが若くすべきなり）」とある．漏る甕の水まで焦げている釜に注ぎかけることから，危

急の際には少しも緩慢になってはいけないことのたとえ.

23-1「綿縫」：弥縫に同じ．失敗を取り繕うこと.

23-2「關缺」：関決に同じ．あずかり裁断すること.

23-3「黄巣…金統」：『資治通鑑』巻 254, 広明元年十二月庚寅条 (p. 8241) に「黄巣殺唐宗室在長安者無遺類．辛卯，巣始入宮．壬辰，巣即皇帝位于含元殿，画于含元殿，画皁絵為袞衣，擊戦鼓数百以代金石之楽．登丹鳳楼，下赦書；国号大斉，改元金統」とある.

23-4「襄邪…建貞」：襄邪は襄王李熅のこと．唐末混乱期に鳳翔節度使朱玫に擁立され，皇帝に即位する．『資治通鑑』巻 256, 光啓二年十月条 (p. 8339) に「長安百官太子太師裴璩等勧進於襄王熅．冬，十月，熅即皇帝位，改元建貞，遥尊上為太上元皇聖帝」とある.

24-1「朱温」：五代・後梁の太祖，朱全忠の本名.

24/25-1「浮休」：浮動と休止，転じて生と死.

26-1「昭皇帝」：昭宣帝（哀帝）のこと．『旧唐書』巻 20 下，哀帝本紀 (p. 811) に，「全忠建国，奉帝為済陰王，遷於曹州，処前刺史氏叔琮之第．時太原，幽州，鳳翔，西川猶称天祐正朔．天祐五年二月二十一日，帝為全忠所害，時年十七，仍諡曰哀皇帝，以王礼葬於済陰県之定陶郷」とある.

26-2「鴻圖寶祚」：鴻図は広大な領土．宝祚は天子の御位，皇位.

26/27-1「壓境」：国境を敵国領内におし進めること．『史記』巻 86, 刺客列伝，曹沫条 (p. 2515) に「今魯城壊，即圧斉境（今魯の城壊れ，即ち斉境に圧せらる)」とある.

27-2「弥留」：病気が長引き重い様子．『書経』顧命 (p. 313) に「嗚呼疾大漸，惟幾．病日臻，既弥留(嗚呼，疾大いに漸み，惟れ幾(あやふ)からん．病日に臻り，既に留まる弥(な)し)」とある.

27-3「万彙」：万物の意.

28-1「天祐五季戊辰」：天祐は哀帝の元号．この前年 (907) に哀帝より帝位を禅譲された朱全忠が国号を梁，元号を開平と改めていたが，李克用の勢力はそ

れには従わず，依然として唐の元号を奉じていたことがわかる．

28-2「路寢」：天子・諸侯の政を聴く正殿．

29-1「豐碑」：その人の功徳を刻した碑で，通常は墓碑を指す．沙陀李氏墓域にはかつて13の碑が建っていたが，清代にはそのうちの11碑が失われ，わずかに2碑が存在するのみであったという（朱彝尊「晋王墓二碑文跋」『曝書亭集』巻50，四部叢刊初編，7b-8a）．その2碑とは，かつては柏林寺の側にあったとされる「検校司徒贈太保李国昌墓碑」と「代州刺史李克讓墓碑」であろうが，現在ではこれらも失われてしまった（前掲『雁門碑鈔』，p. 118）．

29-2「小君三人」：小君は，臣下が君主の妻を呼ぶ称．ここに見える李克用の三夫人は，編纂史料（『五代会要』巻1，皇后，内職，『旧五代史』巻49，皇妃伝，『新五代史』巻14，唐太祖家人伝）と符合する．

29-3「賢淑」：婦女子が賢明で貞淑であるさま．

29-4「嘉耦」：良い配偶者．

30-1「慶門」：よろこびのある家の意．転じて人の家の尊称．

31-1「嗣王」：五代・後唐の初代皇帝，荘宗李存勗．『旧五代史』巻27，荘宗紀一は「武皇帝（李克用）の長子なり」（p. 365）とし，晋王位の継承は「天祐五年春正月……武皇の厭代に及び，帝乃ち王位を晋陽に嗣ぐ．時に年二十有四」（p. 367）とある．

31-2「令公」：唐代以降は中書令のこと．

32-1「嗣昭」：李嗣昭の列伝は『旧五代史』巻52にあり，そこには「武皇の母弟，代州刺史克柔の仮子なり」（p. 701）とある．墓誌文には「嗣王之兄」「（晋）王之元子」とあるので，李存勗より年長の克用の養子か（第4節参照）．なお，墓誌が「昭義相公」と称しているのは，李嗣昭が李克用によって昭義節度使とされたことに因む（同書 p. 704）．

35-1「繩繩」：絶え間なく続くさま．

35-2「河帶淮清」：淮は匯，おおいなるの意．黄河は千年に一度澄むとされる．

37-1「日星之霊，河嶽之英」：日星は天，河嶽は地，天地の精霊．謝玄暉「為宣

城公拝章」(漢魏六朝一百三家集『謝宣城詩集』, p. 2375) に「惟天為大, 日星度其象, 謂地益厚, 河岳宣其気. (天の大為るを惟ひて, 日星其の象を度り, 地の益ます厚きを謂ひて, 河岳其の気を宣ぶ)」とある.

38-1「義方稟訓」: 義方は家庭内の徳義. 一家の徳義の教訓を「義方之訓」という. 稟は, うけつぐの意.

38-2「氛祲」: 祲気, 悪い気.

38-3「樹屏三京」: 樹屏は藩屏を立てる, 諸侯が国を護ること. 三京は西京・東京・北京をいい, 唐ではそれぞれ長安・洛陽・太原.

4 考察

(a) 撰者について

本墓誌を撰した盧汝弼については, 幸いに『旧五代史』巻 60 (p. 809) に列伝が復元されている. それによれば, 汝弼は范陽盧氏の末裔で, 祖父は貞元年間の詩人盧綸, 父は河東節度使だった盧簡求で, 汝弼自身は若くして学に努め, 昭宗景復年間に進士に及第した後, 三省を歴官した文人である. しかし, 朱全忠が唐朝を滅ぼし, 唐の遺臣を殺戮した際, その難を逃れて晋陽に亡命したという. 昭宗朝に祠部郎中・知制誥に就官したとあり, 墓誌 2 行目にみえる撰者の以前の肩書と符合する.

以上の『旧五代史』列伝は主として『永楽大典』から復元され, 『宣和書譜』等が注引されるが, 『冊府元亀』巻 895, 総録部, 運命 (p. 10599) にも, 次のようにある.

> 後唐の盧汝弼は, 簡求の子なり. 唐の昭宗の雒に遷り, 衣冠の道喪はれるや, 遂に河を渡り, 上党繇(よ)り帰す. 汝弼, 文才・美礼に富み, 翰人士は傾慕す. 太祖(李克用), 以て節度副使と為し, 入制奏署は多くは其の手に成る. 帝(荘宗李存勗)の趙・魏を平定するに洎(およ)び, 汝弼毎に謁を請ひて迎労し, 必ず天命を陳説し, 顒(あふ)ぎて中興を俟つ. 帝も亦た宰輔を以て之に期す. 建国の前に, 晋(陽)に卒す(「帝の趙・魏を平定」以降は『旧五代史』列

伝復元に採用).

また『旧五代史』巻29, 荘宗紀, 天祐十八年 (921) の条 (p. 398) には,

秋七月, 河東節度副使盧汝弼卒す.

とあり, 汝弼は没するまで河東節度副使であったことがわかる.

すなわち, 盧汝弼は李克用・存勗二代にわたって政治の中枢を務め, 制奏の多くを手掛けた人物である. 李克用が死去し, 墓誌を撰するにあたって, 撰者に彼が選ばれたのは, むしろ当然の人選だったのである.

本墓誌文は, 大きく7段落に分けられる. すなわち, ①英雄誕生を述べる書き始め(第2～3行), ②祖先の系譜と業績(第5～9行), ③墓主の生前の事績(第10～17行), ④墓主の人となり (第18～24行), ⑤墓主の死亡 (第25～28行), ⑥夫人・子供の名と墓主埋葬(第29～37行), ⑦銘文, のごとくである. 特に第24～27行で, 帝位を簒奪した朱全忠をそしり, 晋王のみが唐を継承する者であるとし, そして今や晋王を継いだ李存勗に全ての望みをかけるくだりは, 上掲『冊府元亀』に「天命を陳説し……」と記される盧汝弼の態度と完全に符合する.

すなわち本墓誌は, 朱全忠との対決姿勢を明確に打ち出した, まさに沙陀勢力側の立場から記された史料なのである. とすれば, 墓誌文第33～34行に列記される李克用の23子は, 李存勗とともに今後の沙陀李氏を担う中心人物としてその名が掲げられていると見なければならない.

(b) 沙陀と李氏の系譜

まず, 沙陀と李氏の系譜に関する「李克用墓誌銘」と編纂史料の記述の比較を通して, 李克用の系譜を明らかにし, それによって沙陀集団の構造を考察してみよう.

編纂史料上の沙陀と李氏の系譜は, 『五代会要』巻1, 追謚皇帝, 『旧五代史』巻25武皇紀, 『冊府元亀』巻1, 帝王部・帝系, 『新五代史』巻4, 唐本紀, 『新唐書』巻75下, 宰相世系表および同書巻218, 沙陀伝 (以上, 成書年代順) に

まとまった記述が見られる.

いま,「李克用墓誌銘」に記載された李克用までの系譜を図示してみると,図1のごとくになる.

図1 「李克用墓誌銘」にみえる李氏世系(　)は官爵名

益度(薛延陀国君・無敵将軍)— 思葛 — 執儀(陰山大都督・三軍沙陀都知兵馬使・兼御史中丞)— 国昌(左龍武統軍・検校司徒)— 李克用

まず,墓誌銘にみえる人名について考証してみたい.李克用四代の祖である益度および曽祖父思葛の名は編纂史料には見えない.執儀は,『旧唐書』『新唐書』『旧五代史』『新五代史』『五代会要』では執宜に作る.『旧五代史』巻25,武皇紀(p. 331)に,

> 祖の執宜,即ち尽忠の長子なり.……徳宗命じて陰山府都督と為さしむ.
> 元和の初め,入りて金吾将軍と為り,蔚州刺史・代北行営招撫使に遷る.

とあり,『新唐書』巻218,沙陀伝(pp. 6155-6156)には,

> 詔して其の部を塩州に処せしめ,陰山府を置き,執宜を以て府兵馬使と為す.……(大和中)執宜に陰山府都督,代北行営招撫使を授く.

とみえる.「儀」と「宜」の音は通ずること,墓誌銘と編纂史料ともにその官を陰山大都督(陰山府都督)と記していることから,執儀と執宜は同一人物とみなしてよい.

次に国昌は,『旧五代史』巻25,武皇紀(p. 332)に,

> 烈考は国昌,本名は赤心,唐の朔州刺史たり.咸通中,龐勛を討つに功有り,入りて金吾上将軍と為り,姓は李氏,名は国昌を賜り,仍りて鄭王の房に係せらる.

とあり,『旧唐書』巻19下,僖宗本紀,中和三年八月条(p. 717)に,

> 制するに前の振武節度・検校司空・兼単于都護・御史大夫李国昌を以て検校司徒・代州刺史・雁門已北行営節度・蔚朔等州観察等使と為す.

と記される．墓誌銘では李国昌が龍武統軍であったと記すが，この事実は編纂史料中からは確認できない．現在は失われた李国昌の神道碑には「唐故左龍武軍統軍検校司徒贈太保隴西李公神道之碑」(p. 17, 語釈 7-1 参照) と記されていたことから，李国昌が龍武軍統軍であったことは確認できる．

さて，李克用の祖父 (執宜) と父 (国昌) の名は墓誌銘と編纂史料の記載が一致するが，曽祖父より前の記述は異なっている．では，李克用の曽祖父以前の系譜を各史料はどのように記しているのであろうか．後晋・開運二年 (945) に成った『旧唐書』には沙陀の伝は立てられておらず，沙陀ないし李克用の系譜は不明である．次に北宋・建隆二年(961)に成った『五代会要』巻 1，追諡皇帝(p. 10) に，

後唐の懿祖，昭烈皇帝，諱は執宜 (沙陀府都督抜野の六代の孫なり) ……

と記され，次に北宋・開宝七年 (974) 年に成った『旧五代史』巻 25，武皇紀 (pp. 331-332) は，

始祖の抜野，唐の貞観中，墨離軍使と為り，太宗に従ひ高麗・薛延陀を討ちて功有り，金方道副都護と為る．因りて瓜州に家す．……永徽中，抜野を以て都督と為す，其の後子孫五世相ひ承く．曽祖の尽忠，貞元中，継ぎて沙陀府都督と為る．……祖の執宜，即ち尽忠の長子なり．……烈考の国昌，本名赤心．

と記す．この記述は『冊府元亀』巻 1，帝王部帝系 (p. 15) も同じで，宋代初期においては，沙陀の始祖は抜野と認識されていたことがわかる．

次いで皇祐五年 (1053) に成った『新五代史』巻 4，唐本紀 (p. 31) には，

荘宗光聖神閔孝皇帝，其の先本は朱邪と号す．……唐の徳宗の時，朱邪尽忠なる者有り，北庭の金満州に居る．……(貞元中)尽忠，其の子の執宜と与に東走す．

と記され，抜野の子孫であるという記載は見えなくなる．おなじ欧陽脩の編纂にかかる北宋・嘉祐五年 (1060) に成った『新唐書』巻 218，沙陀伝 (pp. 6153-6155) には，

沙陀，西突厥の別部処月の種なり．……処月の朱邪闕俟斤阿厥も亦た内属せんことを請ふ．永徽の初め，賀魯反するや，而して朱邪孤注も亦た招慰使を殺し連和し，兵を引きて牢山に拠る．是において射脾俟斤沙陀那速従うことを肯ず，高宗，賀魯の所領を以て之に授く．明年，弓月道総管の梁建方・契苾何力，兵を引きて孤注を斬し，九千人を俘ふ．……龍朔の初め，処月の酋沙陀金山の武衛将軍薛仁貴に従ひ鉄勒を討つを以て，墨離軍討撃使を授く．長安二年，進みて金満州都督と為り，累ねて張掖郡公に封ぜらる．金山死するや，子の輔国嗣ぐ．……開元二年，復た金満州都督を領し，其の母鼠尼施を封じて鄴国夫人と為す．輔国，累爵して永寿郡王たり．死するや，子の骨咄支嗣ぐ．天宝の初め，回紇内附するや，骨咄支を以て回紇副都護を兼ねしむ．粛宗に従ひて安禄山を平らげ，特進・驍衛上将軍を拝す．死するや，子の尽忠嗣ぎ，累遷して金吾衛大将軍・酒泉県公たり．……尽忠，朱邪執宜と与に謀る．……元和三年，衆三万落を悉し烏徳鞬山に循ひて東す，吐蕃之を追ひ，行き且つ戦ひ……尽忠之に死す．執宜……霊州塞に款し，節度使范希朝以聞す．詔して其の部を塩州に処き，陰山府を置き，執宜を以て府兵馬使と為す．……尽忠の弟の葛勒阿波，残部七百を率ひ振武に叩して降り，左武衛大将軍を授けられ，陰山府都督を兼ぬ．

と記される．そして，欧陽脩は，沙陀の始祖伝説から抜野を省いた理由として，つぎのように語る．「李氏の先は，蓋し西突厥より出て，本は朱邪と号し，其の後世に至り，別に自ら号して沙陀と曰ひ，而して朱邪を以て姓と為し，抜野古を始祖と為す．其の自序に云うらく：沙陀は，北庭の磧なり．当に唐太宗の時，西突厥の諸部を破り，同羅・僕骨の人を此の磧に分かち，沙陀府を置き，而して以て其の始祖抜野古を以て都督と為し，其れ子孫に伝ふ．数世皆沙陀都督と為り，故に其の後世因りて自ら沙陀と号す．然るに予，伝記より考うるに，其の説皆非なり．夷狄，姓氏無く，朱邪は部族の号，抜野古と朱邪は同時の人，其の始祖に非ざるなり，而して唐の太宗の時，未だ嘗て沙陀府有らず」[3]と．

表1

	『旧五代史』 武皇紀	『新五代史』 唐本紀	『新唐書』 宰相世系表	『新唐書』 沙陀伝
	拔野（始祖：貞観中，墨離軍使→永徽中，沙陀都督府都督）			金山（龍朔初，墨離軍討撃使 → 長安二年，金満州都督 → 張掖郡公） 輔国（開元二年，金満州都督）
	（子孫五世相ひ承く）			骨咄支（兼回紇副都護→ 特進・驍衛上将軍）
曽祖父	尽忠（沙陀府都督）	朱邪尽忠		尽忠（金吾衛大将軍・酒泉県公）
祖父	朱邪執宜	朱邪執宜	朱邪執宜	朱邪執宜
父	李国昌	李国昌	李国昌	李国昌

以上の史料の記載を一覧したものが表1である．さて，以上の編纂史料の記録のうち，『旧五代史』(『冊府元亀』)や『新五代史』に比べると，『新唐書』沙陀伝の記述は格段に詳細である．「沙陀伝」の沙陀の系譜に関する記述は，①唐初から永徽年間(650-655)頃まで，②龍朔年間(661-663)から安史の乱頃まで，③元和年間以降と大きく分けることができる．①の時期には朱邪姓の朱邪闕俟斤阿厥，朱邪孤注と沙陀姓の沙陀那速の名が見られるが，彼ら相互の関係および後代とのつながりは明記されていない．②時期には，沙陀金山—輔国—骨咄支—尽忠という沙陀の系譜が明記される．そして③において，朱邪執宜の名が登場する．そして，これらの史料から沙陀の系譜を考察した室永芳三氏は，図2のような系譜を作成された[(4)]．

(3) 『新五代史』巻4，荘宗紀上，p. 39.

(4) 室永芳三「吐魯蕃発見朱邪部落文書について－沙陀部族考その1（補遺）－」(『有明工業高等専門学校紀要』10, 1974年, p. 5).

図2

沙陀金山 — 輔国(沙陀姓) — 骨咄支(沙陀姓) — 尽忠(朱邪姓) — 執宜(朱邪姓) — 赤心(李国昌) — 克用(李姓) — 存勗(李姓)

しかし，この最も詳細な情報を提示する『新唐書』沙陀伝を丹念に読んでいくと，いくつかの問題点が存在することに気づく．まず，沙陀金山から尽忠までが血縁関係であるとすれば，尽忠以前の姓が沙陀であること．次に，尽忠と執宜が父子関係であることは明記されていないこと．そして執宜にいたって，朱邪姓になっていることの三点である．

この問題の最大の関鍵は，朱邪執宜の父が尽忠であるのかどうかということである．この点，上記の各編纂史料は，『新唐書』沙陀伝の曖昧な記述を除けば，ともに尽忠と執宜が父子関係であったことを明記する．そして，これを明記する最も古い記録は，『後唐懿祖紀年録』である．この書は後唐の趙鳳の編纂によるもので，成書年代は後唐明宗の天成四年(929)十一月である[5]．『後唐懿祖紀年録』には「懿祖の諱は執宜，烈考の諱は尽忠なり」と記され，後唐明宗の時にはすでに李克用の曽祖父は尽忠であるという事実ができあがっていたこととなり，宋代に成立した各編纂史料はともにこれに基づいたものであるということができよう．

ところで李克用墓誌銘では李克用の曽祖父を思葛と記し，その四代前の祖を益度とする．これをもっとも詳細な系譜を記す『新唐書』沙陀伝と付き合わせるならば，思葛は尽忠となり，益度は骨咄支に比定せざるをえない．しかしながら，益度は墓誌には「薛延陁国君，無敵將軍」とあるのに対し，骨咄支は『新唐書』沙陀伝では「粛宗に従ひて安禄山を平らげ，特進・驍衛上将軍を拝す」とさ

(5) 『五代会要』巻 18，修国史 (p. 299)「(天成) 四年七月，監修国史趙鳳奏：「当館奉敕修懿祖・献祖・太祖・荘宗四帝実録，自今年六月一日起手，旋具進呈．伏以凡関纂述，務合品題．承乾御宇之君，行事方云実録；追尊冊号之帝，約文祇可紀年．所修前件史書，今欲自荘宗一朝名為実録，其太祖已上，並目為紀年録」．従之．其年十一月，史館上新修懿祖・献祖・太祖紀年録共二十巻，荘宗実録三十巻．監修宰臣趙鳳・修撰張昭遠・呂威休各賜繒綵器等」．

れる．また，次代の思葛は墓誌に「覇は陰山を有す」と刻されるのに対し，沙陀伝の尽忠は「累遷して金吾衛大将軍・酒泉県公たり」とされ，いずれも同一人物とみなすことは無理といわざるをえない．この点は，さらに次代の執儀と執宜が官名も一致し，同一人物とみなされることと比較すると，より明らかであろう．

李克用墓誌銘の撰述は，天祐五年（908）の李克用没前後になされたものであること，その撰者が盧汝弼という李克用・存勗二代にわたって沙陀政権の中枢に居た人物であり，墓誌銘撰述にあたって李克用に関する公私の原記録などを閲覧できた可能性が極めて高かったことを考慮すれば，従来のいかなる編纂史料よりもより真実の姿を伝えていると見なさなければならない．とすれば，各編纂史料の伝える系譜と墓誌銘の伝える系譜の異同はどのように解釈すべきであろうか．

その手がかりは，沙陀集団には沙陀姓と朱邪姓があったことである．沙陀も朱邪もおそらくもとは部族名であろう．『安禄山事迹』巻中（p. 26）に，

> 河西・隴右節度使，西平王の哥舒翰を以て副元帥と為し，河・隴の諸蕃部落奴剌・頡跌・朱邪・契蘭・溝・楷林・奚結・沙陀・蓬子・処蜜・吐谷渾・恩（ママ）結等一十三部落を領し，蕃漢兵二十一萬八千人を督し，潼関に鎮せしむ．

とあり，天宝末年において沙陀と朱邪が別のものであったことが明らかである．すなわち，沙陀金山から尽忠までは沙陀部出身の首領であり，執宜は朱邪部の首領であったのではないかと考えられるのである．そして，この沙陀グループと朱邪グループを中心として構成されていた集団が，広義の沙陀であったと考えることができる．つまり，李克用の本来の系譜は，朱邪益度―思葛―執儀（執宜）―国昌―克用とつながる朱邪系統の沙陀族であり，唐にとって大きな役割を果たすようになるのは，執儀以降である．だからこそ，墓誌8～9行で執儀以降の功績が特筆されているのである．これを後世の編纂者が尽忠の系譜に結び付けて改ざんしたのであり，すなわち従来考えられてきた図2のような系譜を，われわれは考えあらためるべきなのである．

(c) 李克用の子について

次に，墓誌銘に記載された李克用の子について，考察を加えてみよう．墓誌銘には，

王の弟四人，官氏の次，豐碑に志列す．小君三人，長は沛国夫人劉氏，子無し．少は魏国夫人陳氏，亦た子無し．次は晉国太夫人曹氏．……即ち今の嗣王令公は實に晉国太夫人の自出なり．嗣王の兄令昭義相公，名は嗣昭，乃ち王の元子なり．嗣王の次親弟二十三人，名を具さにして後に列す．存貴 黠戛，存順 索葛，存美 順師，存矩 迭子，存範 醜漢，存霸 端端，存規 歡郎，存璲 喜郎，善意，大酹，重喜，小酹，住住，神奴，常住，骨骨，高八，小端，小惠，延受，小住，寶珎，小珎．

と記され，25 人の子の名が記される．李克用の子に関するまとまった記録は『五代会要』巻 2，諸王 (p. 15)，『旧五代史』巻 51，宗室伝 (pp. 689-691)，『新五代史』巻 14，唐太祖家人伝・太祖子 (pp. 150-152)，『新唐書』巻 75 下，宰相世系表下 (pp. 3453-3454) にみえる．『旧五代史』は 7 人の子の名しか載せないが，その他の書は 8 人の名を記録する．たとえば，『新五代史』(pp. 150-151) に，

太祖の子八人：莊宗は長子なり，次は存美・存霸・存礼・存渥・存乂・存確・存紀と曰ふ．……蓋し存霸・存渥・存紀は莊宗と母を同じうするなり，存美・存乂・存確・存礼は其の母の名氏号位を知らず．

と記される．しかし，墓誌銘の 25 人にはおよばない．以下，これら編纂史料と墓誌銘とを照合し，考察を加えてみたい．

まず，墓誌銘の「嗣王の兄令昭義相公，名は嗣昭，乃ち王の元子なり」という記述であるが，李嗣昭の名は編纂史料中に現れる．編纂史料の「李嗣昭」は，字は益光，小字は進通といい，李克用の母の弟である代州刺史の李克柔の仮子であったという[(6)]．また，「李嗣昭」の本姓は韓氏で，汾州太谷県の民家の子であったところ，李克用に見出されて引き取られ，李克用の弟の李克柔の仮子になっ

(6) 『旧五代史』巻 52，李嗣昭伝，p. 701.

たと伝えられる.[7]「李嗣昭」は天祐三年十一月に昭義節度使となり,[8] 後梁の龍徳二年(922)四月に鎮州攻撃において戦死した. 墓誌が「昭義相公」と称しているのは, 李嗣昭が李克用によって昭義節度使とされたことに因む. 墓誌文には「嗣王之兄」「(晋)王之元子」とあるので, 李存勗より年長の克用の養子であった可能性もあるが, 李嗣昭が李克用の仮子であったという記録はない.

ところで, 李克用の長子は編纂史料の伝えるところでは李存勗(荘宗)である. ところが, 李克用には落落という子がおり,『旧五代史』巻26, 武皇本紀下(p. 354)には,

(乾寧三年＝896年七月)是月, 武皇, 汴軍と洹水の上に戦ふ. 鉄林指揮使落落擒へらる. 落落, 武皇の長子なり.

とみえ, 李克用の長子であると記される. ちなみに落落はこの直後に, 魏博節度使羅弘信に引き渡され, 殺されてしまう. さて, 乾寧三年(896)の時点で, 荘宗李存勗は光啓元年(885)生まれであるから12歳であり, 鉄林指揮使であった落落は李存勗より年上であると見なしてよいだろう. これからすると, 編纂史料中の落落が墓誌銘の「嗣昭」である可能性もあるが, 落落が昭義節度使であった事実は確認できず, 墓誌銘の記述すべてに対応するわけではない. 墓誌銘の「嗣昭」を編纂史料中の李嗣昭に比定することも, 落落に比定することもどちらも決め手に欠けるのである.

次に存美(順師), 存覇(端端)の2人については李克用の子として編纂史料で確認できる. ただし, 順師, 端端という呼び名は確認できない.

次に存貴(黠戛), 存順(索葛), 存範(醜漢), 存規(歓郎), 存璲(喜郎), 善意, 大酹, 重喜, 小酹, 住住, 神奴, 常住, 骨骨, 高八, 小端, 小恵, 延受, 小住, 宝珎, 小珎については, いずれも編纂史料中にはその名が見えず, 確認できない.

存矩(迭子)は,『旧五代史』巻97, 盧文進伝(p. 1294)に,

---

(7) 『新五代史』巻36, 義児伝, p. 386.
(8) 『旧五代史』巻52, 李嗣昭伝, p. 704.

初め，莊宗の山後八軍を得るや，愛弟の（李）存矩を以て新州団練使と為し，以て之を総領せしむ．

とみえ，李克用の子であることが確認できる．

では，墓誌銘に記された25人の子はどのように理解すべきなのか．これについて，墓誌銘の記載の子は李克用の実子に限らず，仮子を含むのではないかと考えることができる[(9)]．『新五代史』巻36，義児伝（p. 385）に，

太祖の子を養ふこと多なり．其の紀す可き者九人，其の一は是れ明宗為り．其の次は嗣昭・嗣本・嗣恩・存信・存孝・存進・存璋・存賢と曰ふ．

と記され，李克用に多くの義児が存在したことがわかる．編纂資料からは明宗（李嗣源）を含め9名が確認できる（ただし，李嗣昭は李克用の弟，李克柔の仮子）．さらに，『資治通鑑』巻266，後梁紀・太祖開平二年二月条（p. 8690）に，

初め，晋王克用，多く軍中の壮士を養ひて子と為し，寵遇すること真の子の如し．晋王存勗の立つるに及び，諸仮子皆年長にして握兵し，心怏怏にして伏せず，或は託疾して出でず，或は新王に見ゆるも拝せず．李克寧権位既に重く，人情多く之に向ふ．仮子の李存顥，陰かに克寧に説ひて曰く……

とあり，李克用が仮子を寵愛していたことがわかる．と同時に仮子の李存顥の名が確認できるほか，同条の後文では「仮子李存敬」の名も確認できる．この他に，李存審・李建及・李存儒という仮子もいた[(10)]．

編纂史料で挙げられている李克用の仮子の名は，「嗣」字を持つ4人（李嗣源，嗣昭，嗣本，嗣恩）と「存」字を有する9人（存信・存孝・存進・存璋・存賢・存顥・存敬・存審・存儒），および李建及が確認でき，あわせて14人であ

(9) 仮子については矢野主税「唐代に於ける仮子制について」（広島文理科大学史学科教室編『史学研究記念論叢』，柳原書店，1950年），同「唐代に於ける仮子制の発展について」（『西日本史学』6，1951年），栗原益男「唐五代の仮父子的結合の性格—主として藩帥的支配権力との関連において—」（『史学雑誌』62-6，1953年），同「唐末五代の仮父子的結合における姓名と年齢」（『東洋学報』38-4，1956年），堀敏一「藩鎮親衛軍の権力構造」（『東洋文化研究所紀要』20，1960年；同著『唐末五代変革期の政治と経済』，汲古書院，2002年）など参照．

(10) 前注（9）栗原1953，p. 15参照．

る．これに実子の10人(李存勗・存美・存霸・存礼・存渥・存乂・存確・存紀に落落と存矩を加える)を合わせると24人が編纂史料から確認でき，墓誌銘の25人に近似する．

ところで，墓誌銘には「存貴（黠戛），存順（索葛），存範（醜漢），存規（歡郎），存瑧(喜郎)」というように，名の後に小さな字で別名らしきものが記される．これらは字と解するよりは，むしろ外号(呼び名，あるいはニックネーム)であると思われる．醜漢は漢語であるならその容貌からつけられたものであろうし，また，歡郎・喜郎はその性格もしくは人間関係にもとづく呼称であろう．とすれば，存貴の黠戛は明らかにキルギスの漢字音転写であり[11]，存順の索葛はソグドに関係する何らかの語の漢字音転写であるので[12]，彼らは，存貴がキルギス系の仮子であり，存順がソグド系の仮子であったと解されるであろう．

李克用の仮子集団が非沙陀系の諸族から成り立っていたことは，編纂史料からもあきらかである．例えば，李嗣源は，具体的出自は不明であるが，北方遊牧系民族の出身であろう[13]．李嗣昭は汾州の漢族であり[14]，李嗣恩は吐谷渾部の者

---

(11) キルギスは『旧唐書』『新唐書』『旧五代史』『新五代史』では「黠戛斯」あるいは「黠戛斯」の語であらわれる．

(12) 従来，「索葛」の語は，soghd の漢字音転写と考えられていた（Pulleyblank, "A Sogdian Colony in Inner Mongolia", *T'oung Pao* 41, 1952, 参照）．近年，この考えに対し疑問がなげかけられているが，「索葛」＝soghd を否定する説もあらわれていない．漢文史料中の「索葛」は「薩葛」「薛葛」とも表記され，9世紀末に現在の山西省北部の大同～朔州一帯(代北)に居たソグド系の部落を指す語として登場する．「索葛」が soghd の直接の音転写字でないとしても，ソグドに関係した(あるいはソグド語の)音転写字であることは間違いないだろう．ちなみに，「索葛」の語は，従来北宋の咸平四年(1001)に編纂された『続通典』が最古の用例であったが，「李克用墓誌」がもっとも古い出典となる．この点，前注(1)森部2001（pp. 56-60）で述べたものを訂正したい．

(13) 李嗣源(後の明宗)について，史書はその出自を明記しない．『旧五代史』巻35，明宗紀(p. 481)は「代北の人なり」とのみ記し，『新五代史』巻6，明宗紀(p. 53)には「世よ本夷狄なり」と記される．又，李嗣源の父の霓が朱邪姓を冒したという朱彝尊の考証もあるが（「唐朱邪府君墓銘石蓋記」『曝書亭集』巻67，5a-b），このことをもって李嗣源が沙陀であったとは実証できない．

(14) 『新五代史』巻36，義児伝，p. 386.

であり[15]，李存信は迴鶻部の人である[16]．李存孝は本名が安敬思であり，本貫が代州の飛狐であることを考えると[17]，8世紀後半に代北へ移住してきたソグド系突厥[18]の後裔と考えられる．また李存賢は許州を本貫とする王姓のもので，漢族であろう[19]．

おわりに

以上，李克用墓誌銘について，実地調査にもとづく釈文・訳注および，誌文と編纂史料の記述との異同を比較しつつ，以下の点を述べた．

(1) 李克用の系譜は，朱邪部に出自するもので，沙陀部とは別系統である．広義の沙陀突厥は，当初は沙陀部が首領を輩出していたが，9世紀初頭の沙陀の東遷を期に朱邪部に指導権が移り，以下朱邪執宜・赤心(李国昌)・李克用・李存勗と世襲された．

(2) しかしながら，墓誌の執儀と編纂史書の執宜とは同一人物と見られるものの，それ以前の系譜は両史料間で一致しない．これは，李克用・存勗二代に仕えた文官の撰した墓誌の方が信憑性が高く，編纂書の系譜は，後唐明宗の時期に何らかの理由で，沙陀尽忠と朱邪執宜とが結びつけられて新たな沙陀の系譜が創造されたものとみなければならない．

(3) 墓誌銘に記載された李克用の子の名は，その数の多さからして実子のみならず，仮子を含めたものである．このことは上述のごとく「晋王克用，多く軍中

---

(15) 『新五代史』巻 36，義児伝，p. 390.

(16) 『旧五代史』巻 53，李存信伝，p. 713.

(17) 『旧五代史』巻 53，李存孝伝，p. 714；『新五代史』巻 36，義児伝，p. 391.

(18) 周知のとおり，安姓は中国へ移住してきたブハラ出身のソグド人が冠した，彼ら特有の姓である．ただし，唐末から五代にかけて河東北部で確認できるソグド姓を有した者たちの多くは，六州胡の系統であることが確認できる（前注 (1) 小野川 1942 参照）．その習俗は純粋のソグド人というよりも，突厥の影響を多分に受けている者たちである．その意味において彼らをソグド系突厥と呼んでおきたい．森部豊「唐末五代河東地域におけるソグド系武人の系統と沙陀勢力」(平成 14 年度東洋史研究大会発表要旨，『東洋史研究』61-3，2002 年，pp. 85-86) 参照．

(19) 『旧五代史』巻 53，李存賢伝，p. 721.

の壮士を養ひて子と為し，寵遇すること真の子の如し」という李克用の時期における沙陀の構造的特徴を体現しているものと考えることができる．すなわち，沙陀と称される種族は，少なくとも9世紀の段階では純粋沙陀突厥だけでなく，キルギス・ソグド・ウイグル・漢といった様々な出自のものから構成される集団であったとみるべきであることが，本墓誌によって一層明確になったといえよう．

【引用史料典拠一覧】

二十四史 → 北京・中華書局標点本

『資治通鑑』→ 北京・中華書局標点本（1956年）

『五代会要』→ 台北・世界書局標点本（1979年）

『冊府元亀』→ 北京・中華書局，明版影印本

『安禄山事迹』→ 上海古籍出版社標点本（1983年）

『文選』→ 台北・藝文印書館影印本（1974年）

『礼記』→ 十三経注疏『礼記正義』（上海古籍出版社，1990年）

『春秋左伝』→ 鎌田正著，新釈漢文大系『春秋左氏伝』1～4（明治書院，1971・74・77・81年）

『書経』→ 加藤常賢著，新釈漢文大系『書経』上・下（明治書院，1983・85年）

『論語』→ 吉田賢抗著，新釈漢文大系『論語』（明治書院，1960年）

『荀子』→ 藤井専英著，新釈漢文大系『荀子』上・下（明治書院，1966・69年）

『穆天子伝』『孔叢子』『山海経』→ 四部叢刊初編（上海商務印書館影印本）

『謝宣城詩集』→ 漢魏六朝一百三家集（台北・新興書局影印本，1968年）

［追記］ 本稿の石見清裕調査研究分は，2002年度早稲田大学特定課題研究「唐末沙陀突厥史の基礎的研究」（2002A-836）による成果である．